

白岡市自治基本条例市民推進会議設置要綱

(設置)

第1条 白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、もって市民主体の自治を実現するため、白岡市自治基本条例市民推進会議（以下「市民推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民推進会議は、次に掲げる事項について、市民の視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第15条第5項の市民の参画に関すること。
- (2) 条例第19条第2項の住民投票に関すること。
- (3) 条例第20条の規定による検証に関すること。
- (4) その他市政における市民の参画と協働によるまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 市民推進会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民推進会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、市民推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民推進会議の会議は、必要に応じて随時開催する。

2 市民推進会議の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、市民推進会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(成果等の報告)

第8条 会長は、市民推進会議の所掌事項に係る成果等を得たときは、速やかに市長にその内容を報告するものとする。

2 会長は、市長の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、市民推進会議の所掌事項の検討状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 市民推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、市民推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。